

平成 26 年 5 月 15 日

特定非営利活動法人福島ライフエイド会則
(入会金及び会費規則)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人福島ライフエイド（以下「本会」という。）定款第 6 条の規定に基づく会員の詳細並びに定款第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、入会の手続き、会員の納付すべき入会金、正会員会費及び賛助会員に関して必要な事項を定める。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は、定款第 6 条に定める通り、正会員、賛助会員で構成する。

(入会金)

第 3 条 本会に入会しようとする者の入会金は無料とする。

(正会員会費)

第 4 条 正会員会費は、年額金一万円とする。

(賛助会員会費)

第 5 条 賛助会員会費は、年額金三千円とする。

(会費の納付)

第 6 条 会費は、本会の請求に基づき、負担する会費年額を一括請求するものとする。ただし年度途中の入会であって、年度末まで 3 ヶ月を切って入会の場合には、会費年額の半分を一括納付するものとする。

(会費の返還)

第 7 条 本会は、定款第 10 条の規定に基づく会員の退会及び第 11 条に基づく会員の除名に際して、既に納付された正会員会費又は賛助会員

会費は返還しないものとする。

(会員名簿)

第8条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載、又は記録した会員名簿を作成する。

制定 平成23年8月25日

改訂 平成26年5月15日